群馬県立中央中等教育学校

自動販売機設置に係る質問書への回答について

【質問１】募集要項３（５）参考データ（エ）に記載のある、自動販売機利用時間と販売実績の整合性について、詳細な回答をお願いします。

【回答１】入札の参考にしていただくための参考データのため、整合性がとれるかとれないか、というものではありませんので、御承知おきください。
該当箇所の生徒自動販売機利用時間は、生徒指導上の制限で、通常の授業がある場合、その時間内（８：３０～１６：１０）生徒が自動販売機を利用することができる時間のことです。放課後、休日は制限ありません。
その制限があることによって販売数量が増減する等の算定はしていません。

【質問２】募集要項３（５）参考データ（オ）販売実績期間は13ヶ月で計算して良いのでしょうか。

【回答２】販売実績期間は2017年１０月～２０１８年11月までとなっておりましたが、正しくは2017年１２月～２０１８年11月までの12ヶ月間となっております。販売本数に訂正はありません。ＨＰの募集要項を訂正させていただきました。お手数ですが、再度御確認ください。

【質問３】次年度以降の自動販売機利用時間における制約の解除をお願いしたい。

【回答３】生徒の自動販売機利用時間の制限解除は生徒指導上、解除する予定はありません。その他、スクールタイマー等での自動販売機利用時間の制限は行う予定はありません。

【質問４】今後予定される消費税増税について、社会通念上か利用者負担を原則として、商品購入代金（販売価格）への転嫁ができるようお願いいたします。

【回答４】自動販売機で販売する商品にも消費税率の引上げがされる場合には、仕様書の価格上限にかかわらず、販売価格に転嫁できます。仕様書において、販売価格について学校と協議することとされている場合は、価格の改定に当たり協議をお願いします。なお、「消費税の軽減税率制度に関するＱ＆Ａ」（国税庁消費税軽減税率制度対応室）の問２９では自動販売機のジュース等の販売は、軽減税率の適用対象となるとあります。貴社の商品販売が、これに該当するか確認をお願いします。

【質問５】自動販売機設置場所貸付に係る仕様書「８．費用負担」において、学校側の都合での契約期間内の自動販売機の移動に関して発生する費用は、学校側の費用負担で対応をお願いします。

【回答５】自動販売機設置場所貸付に係る仕様書の８．費用負担（１）においては、「自動販売機の設置、維持管理及び撤去に係る費用は、設置者が負担する。」としています。質問に記載してある「移動」に関しては記載がありませんが、本入札の契約において、期間、場所、面積等を指定した上での契約になりますので、移動する場合は契約の変更が必要になります。その際、移動しなければならない理由や状況等から総合的に勘案し、協議し、決定することになります。

【質問６】販売商品価格について、５００ｍｌ以上の容量の商品については、110円以上の販売価格も検討願いたい。

【回答６】販売商品の詳細内容、販売品の価格、販売品の入替え、冷温時期の変更等は学校と協議の上決定します。個別の案件に関しては、その都度協議させていただきます。

【質問７】自動販売機設置場所貸付に係る仕様書「３．（４）使用済み容器の回収について（④の回収）」、「学校行事等で使用済み容器が大量に発生の回収」に関しては、自動販売機における販売商品の回収を基本とすることで検討願いたい。

【回答７】当校では、自動販売機で購入したもの以外を捨てることを禁止しています。自動販売機で販売しているものの回収を基本として考えています。